

庄内地区まちづくり協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この会は、「庄内地区まちづくり協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(事務局)

第2条 この協議会の事務局を庄内交流センター内に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、庄内地域のまちづくり及び地域の再生を目指し、活力ある地域づくりを実現することによって「みんなが主役の魅力ある・暮らしやすい地域」にするため、市との連携のもと住民の力でできることは自分たちで取組み、地域共通の課題の解決に努め、ふれあいある心豊かなまちづくりを推進し、庄内地区を飯塚市内で一番住みやすい地域にすることを目的とする。

(事業及び活動)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業及び活動を行う。

- (1) 地域のコミュニティの促進・活性化を図ること
- (2) 福祉に関する事業、活動
- (3) 人権啓発の推進に関する事業、活動
- (4) 青少年の健全な育成を図ること
- (5) 教育、文化、スポーツの振興を図ること
- (6) 地域の環境の整備と美化をより一層強化すること
- (7) 地域の安全・安心(=防犯・交通安全・防災)の推進を図ること
- (8) まちづくり活動の広報、啓発に関すること
- (9) その他本協議会の目的達成のために必要なこと

(組織)

第5条 協議会は本会の主旨に賛同する庄内地区の居住者並びに同地区で組織する団体(以下「会員」という。)及び関係する協力団体で組織を構成する。

2 協議会は前項に規定する会員の中から次に掲げる委員、協力団体及び役員により組織を運営する。

(1) 委員

- ① 庄内地区に存する各種団体の内別表1に掲げる団体から選出された者
- ② 協議会の活動を推進していくために会長が必要と認めた者(以下「まちづくり推進員」という。)

(2) 協力団体

- ① 協議会の活動を支援する別表2に掲げる団体

(委員の職務)

第6条 委員は協議結果について庄内地域の住民、各種団体及び企業に理解を求めるよう努めるものとする。

2 前条第2項第1号①に定める委員はその所属する団体の意見を集約し、これを協議会に反映させるよう努めるものとする。

(協力団体の責務)

第7条 協力団体は必要に応じ会議に参加し助言や地域の問題の提起を行うとともに、協議会が第3条の目的を達成するための活動を支援していくものとする。

第3章 役員

(役員)

第8条 協議会に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 事務局長 | 1名 |
| (4) 書記長 | 1名 |
| (5) 会計 | 2名 |
| (6) 専門部会長 | 4名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

(役員職務)

第9条 会長は、協議会の会務を総括し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

3 事務局長は、協議会の事務を総括する。

4 書記長は、協議会の会議録等を作成する。

5 会計は、協議会の予算に基づき会計事務を行う。

6 専門部会長は、各専門部の活動を総括し、それぞれの部の業務の推進を実施する。

7 会計監査は、協議会の会計経理を監査する。

8 役員は必要に応じ専門部会の会議に参加することができる。

(役員選出)

第10条 第8条の役員は、構成団体等から役員選考委員会が選任し、委員の承認を得る。

2 補欠のため役員を選任する場合は、委員の承認を得ることで前項の選考委員会の手続きを省略することができる。

3 役員を選任にあたっては女性の任用を積極的に行わなければならない。

(役員任期)

第11条 役員任期は、1期2年以内とし、再任を妨げない。ただし、同一役員再任は原則として3期(最長6年)までとする。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。

4 役員は協議会内の他の役職を兼ねることはできない。(一人1役)

第4章 会 議

(会 議)

第12条 協議会に次の会議を置く。

(1) 全体会

(2) 役員会

(3) 専門部会

(全 体 会)

第13条 全体会は、委員及び役員をもって構成する。

2 全体会は、役員会が必要と認めた時に会長が招集する。また、会長の判断で開催することもできる。

3 全体会は、委員の過半数が出席することによって成立する。

4 全体会は、次の事項を協議する。

(1) 規約の変更に関する事。

(2) 役員承認に関する事。

(3) 事業計画に関する事。

(4) 予算及び決算に関する事。

(5) その他協議会が第3条の目的を達成するために必要な基本事項に関する事。

5 全体会における議長は、会長とする。

6 全体会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

7 全体会の議題及び経過の状況についての要点を記録し、議事録を作成しなければならない。

(役 員 会)

第14条 役員会は、第8条に規定する役員(会計監査を除く。)をもって構成する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、役員会の開催について準用する。

3 役員会は次の事項を審議するとともに、各部会への連絡、調整及び助言を行い、協議会の運営全般について協議する。

(1) 全体会で協議すべき事項

(2) 全体会で決定された事項の執行に関する事。

(3) その他全体会の議決を必要としない会務の執行に関する事。

(専 門 部 会)

第15条 協議会に別表3の左欄に掲げる専門部会を置く。それぞれの専門部会は右欄に

掲げる団体及びまちづくり推進委員をもって構成する。

2 専門部会には、部会長のほか、副部会長、事務局各1名及び部会において必要な役員を置くこととし、部会長が委嘱する。

3 各専門部会は第4条の各号の活動を別表3に掲げる職務に分担して行う。

4 各専門部会は毎年度事業計画及び事業報告等を作成し会長に報告する。

(経費)

第16条 協議会の経費は、補助金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了するものとする。

(会計・区分)

第17条 本会の会計は、一般会計及び特別会計とする。

2 特別会計は、特定の事業を行う場合、その他特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理する必要がある場合において、設置することができるものとする。

(情報の公開)

第18条 協議会の運営及び事業に関する情報は、庄内地区住民及び構成団体等に対して積極的に公開するものとする。

(関係機関との連携)

第19条 協議会は、次の関係機関と連携を図る。

(1) 飯塚市役所

(2) 飯塚警察署

(3) 飯塚市消防署

(4) 学校関係

(補則)

第20条 この規約に定めのないもののほか必要とみなされる事項が発生した場合は、役員会で審議し決定する。

附則

この規約は、平成24年11月20日から施行する。

附則

この規約は、平成27年1月23日から施行する。

附則

この規約は、平成31年1月30日から施行する。

附則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。